

## 熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）の規定に基づき、熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊よう性温存療法及び妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付する。

なお、本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせる行う保険外併用療法（いわゆる混合診療）を認めるものではなく、保険外診療である妊よう性温存療法及び温存後生殖補助医療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものとする。

### (補助対象者)

第3条 本事業の対象者については、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 申請時に熊本県内の市町村において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者
- (2) 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けていない者
- (3) 指定医療機関において妊よう性温存療法又は温存後生殖補助医療を受けた者

2 妊よう性温存療法の対象者については、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 別表第1に定める対象となる妊よう性温存療法に係る治療の凍結保存時に43歳未満の者。なお、別表第1①胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、原則、治療開始時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊よう性温存療法対象者である場合を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者も対象とすることができる。婚姻関係の確認手法等については、第4条によるものとする。

- (2) 対象となる原疾患の治療内容については、以下のいずれかに該当するものとする。

ア 「小児・AYA 世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療

イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等

ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンコニ貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等

エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等

（３）妊よう性温存療法指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊よう性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者。ただし、子宮摘出が必要な場合等、本人が妊娠できないことが想定される場合を除く。なお、（２）対象となる原疾患の治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。

（４）妊よう性温存療法指定医療機関が、対象者に対し、妊よう性温存療法を受けること及び国実施要綱に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を行った上で、当該事業に参加することについての同意が得られた者。なお、対象者が未成年患者の場合は、原則として、妊よう性温存療法を行う担当医師の所属する医療機関における未成年患者本人の同意取得の方針に従い、未成年者本人及び親権者又は未成年後見人等による同意が得られた者を対象とする。ただし、年齢等の理由で同意能力がないために医療機関での妊よう性温存療法実施の際に未成年本人の同意を取得することができない場合は、本事業に参加することに対する本人同意の取得も不要とする。

３ 温存後生殖補助医療については、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）原則として、夫婦のいずれかが、第３条第２項に定める対象者の要件を満たし、別表第１に定める治療を受けた後に、別表第２に定める対象となる治療を受けた場合であって、別表第２に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者（原則、法律婚の関係にある夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚の関係にある者も対象とすることができる。）。なお、事実婚関係にある夫婦が、本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認する。

（２）治療期間の初日における妻の年齢が原則４３歳未満である夫婦。

（３）温存後生殖補助医療指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者。

（４）温存後生殖補助医療指定医療機関が、対象者に対し、温存後生殖補助医療を受けること及び国実施要綱に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を行った上で、本事業に参加することについての同意が得られた者。

（婚姻関係の確認（その確認手法等について））

第４条 婚姻関係の確認は、次の各号によって行う。

（１）法律婚の場合

両人から戸籍謄本の提出を求め、確認する。

（２）事実婚の場合

ア～ウの書類の提出を求め、確認する。

ア 両人の戸籍謄本（重婚でないことの確認）

イ 両人の住民票（同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、ウでその理由について記載を求める。）

ウ 両人の事実婚関係に関する申立書

（対象となる妊よう性温存療法に係る治療、助成上限額等）

第5条 対象となる妊よう性温存療法に係る治療及び治療毎の1回当たりの助成上限額は、別表第1のとおりとする。

2 助成回数は、対象者1人に対して通算2回までとする。なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。

3 助成対象となる費用は、妊よう性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用とする。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

（対象となる温存後生殖補助医療、助成上限額等）

第6条 対象となる温存後生殖補助医療及び治療毎の1回当たりの助成上限額は、別表第2のとおりとする。ただし、以下に係る生殖補助医療は助成対象外とする。

（1）夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの

（2）夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの

（3）妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの

2 助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。

3 夫、妻の両者が第3条第2項の要件を満たし、ともに別表第1に定める治療を受けた後に、別表第2に定める対象となる治療を受けた場合、夫婦の一方のみに別表第2①～④の区分のいずれかで助成を行うこととし、それぞれが別に助成を受けることは認められない。

4 助成対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用とする。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外とする。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外とする。

（補助の申請）

第7条 本補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、妊よう性温存療法に係

る費用又は温存後生殖補助医療に係る費用の支払日の属する年度内に、次に掲げる書類を熊本県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。ただし、妊よう性温存療法実施後、期間を置かずに対象となる原疾患治療を開始する必要がある等のやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができる。

なお、規則第3条第1項の申請書及び第2項の添付書類は、要項第3条の規定にかかわらず、以下の書類によるものとする。

（１）妊よう性温存療法に係る助成を受けようとする者

ア 熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業補助金交付申請書（妊よう性温存療法分）（様式第1－1号）

イ 熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業補助金に係る証明書（妊よう性温存療法実施医療機関）（様式第1－2号）

妊よう性温存療法実施医療機関の連携機関が妊よう性温存療法の一部を行った場合は、熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業補助金に係る領収金額内訳証明書（妊よう性温存療法実施医療機関の連携機関）（様式第1－3号）も併せて提出すること

ウ 熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業補助金に係る証明書（原疾患治療実施医療機関）（様式第1－4－1号）

第3条第2項第2号アに該当する治療の場合は、性別毎の様式1－4－2号も併せて提出すること

エ 熊本県に住所を有していることが確認できるもの（住民票を提出する場合は、個人番号の記載のないもので、発行から3か月以内のもの）

オ 妊よう性温存療法における胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、婚姻関係が確認できるもの

① 法律婚の場合は両人の戸籍謄本

② 事実婚の場合は次の書類

a 両人の戸籍謄本

b 両人の住民票（同一世帯であることの確認。同一世帯でない場合は、cでその理由について記載すること。）

c 両人の事実婚関係に関する申立書（様式第1－5号）

カ 補助金の振り込みを希望する金融機関の通帳等のカナ名義、支店名及び口座番号が確認できるものの写し

キ その他知事が必要と認める書類

（２）温存後生殖補助医療に係る助成を受けようとする者

ア 熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業補助金交付申請書（温存後生殖補助医療分）（様式第2－1号）

イ 熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業補助金に係る温存後生殖補助医療証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関）（様式第2－2号）

温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関が温存後生殖補助医療の一部を実施した場合は様式第2－3号も併せて提出すること

ウ 熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業補助金に係る証明書（原疾患治療実

施医療機関）（様式第 1－4－1 号）

第 3 条第 2 項第 2 号アに該当する治療の場合は、性別毎の様式 1－4－2 号も併せて提出すること

エ 熊本県に住所を有していることが確認できるもの（住民票を提出する場合は、個人番号の記載のないもので、発行から 3 か月以内のもの）

オ 婚姻関係が確認できるもの

① 法律婚の場合は両人の戸籍謄本

② 事実婚の場合は次の書類

a 両人の戸籍謄本

b 両人の住民票（同一世帯であることの確認。同一世帯でない場合は、cでその理由について記載すること。）

c 両人の事実婚関係に関する申立書（様式第 2－4 号）

カ 補助金の振り込みを希望する金融機関の通帳等のカナ名義、支店名及び口座番号が確認できるものの写し

キ その他知事が必要と認める書類

（補助の決定）

第 8 条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類について審査を行い、適当と認めるときは、補助金額を決定する。規則第 6 条の規定による交付決定の通知は、要項第 4 条の規定にかかわらず、補助金交付決定通知書（様式第 3－1 号）又は補助金不交付決定通知書（様式第 3－2 号）により通知するとともに、申請者に対し決定した金額を支払うものとする。

（実績報告）

第 9 条 規則第 1 3 条の規定による実績報告書は、要項第 9 条の規定にかかわらず、第 7 条に定める補助金交付申請書（様式第 1－1 号又は様式第 2－1 号）をもって代えるものとする。

（補助金額の確定）

第 1 0 条 規則第 1 4 条の規定による補助金等の額の確定通知は、要項第 1 0 条の規定にかかわらず、第 8 条に定める補助金交付決定通知書（様式第 3－1 号）又は補助金不交付決定通知書（様式第 3－2 号）をもって代えるものとする。

（補助金の請求）

第 1 1 条 知事が第 8 条により助成することを承認し、金額を決定した場合は、規則第 1 6 条第 1 項の規定による請求書は、要項第 1 1 条の規定にかかわらず、第 7 条に定める補助金交付申請書（様式第 1－1 号又は様式第 2－1 号）による補助の申請をもって代えるものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 知事は、偽りその他不正な行為により補助金の支給を受けた者があるときには、その者から当該補助した額の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の規定による返還請求を受けたものは、速やかに知事に返還しなければならない。

（個人情報の取扱い等）

第 13 条 県並びに原疾患治療実施医療機関、妊よう性温存療法実施医療機関及び温存後生殖補助医療実施医療機関等の関係者は、患者等に与える精神的影響を考慮して、本事業によって知り得た情報の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人情報の取扱いについては、その保護に十分配慮すること。

（医療機関の指定等）

第 14 条 指定医療機関の指定を受けようとする医療機関は、熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業（小児・AYA 世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業）指定医療機関指定申請書（様式第 4－1 号）及び日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会から本承認の結果（通知文書等の写し）を知事に提出する。

2 知事は、前項の規定に基づき医療機関から申請があったときは、国実施要綱 5（2）に基づき、申請内容を審査し、指定医療機関として適当であると認めるときは、熊本県小児・AYA 世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業指定医療機関指定通知書（様式第 4－2 号）により当該医療機関に通知するものとする。

3 指定医療機関は、第 1 項に規定する申請書の記載内容に変更があった場合は、熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業（小児・AYA 世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業）指定医療機関指定変更届（様式第 5－1 号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による変更届を受理した場合は、変更内容により改めて指定した旨を通知する。（様式第 5－2 号）

5 指定医療機関の指定においては、他の都道府県の医療機関を指定すること及び他の都道府県知事が指定した医療機関を知事が指定したものとみなすことができる。

6 指定医療機関は、指定を辞退しようとする場合は、熊本県がん患者妊よう性温存治療費助成事業（小児・AYA 世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業）指定医療機関指定辞退届（様式第 6－1 号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

7 知事は、指定医療機関から指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、又は指定医療機関として不適当と認めるときは、その指定を取り消すことができる。取消しに当たっては、他の妊よう性温存療法指定医療機関等と連携し、当該医療機関で治療を行った者、治療中の者、治療を希望する者が不利益を被ることのないよう対応することを指示することや、十分な周知を行う等の対応を行うこととする。

8 前項の規定に基づき指定を取り消した場合は、その旨を通知する（様式第 6－2 号）。

（事業の周知）

第 15 条 県並びに原疾患治療実施医療機関、妊よう性温存療法実施医療機関及び温存後生

殖補助医療実施医療機関は、本事業について広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

（経過措置）

第 16 条 第 7 条に規定する申請に要する書類について、この要領の施行日以前に作成されたものは従前「熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業実施要領」のとおりとし、本要領に基づき作成されたものとみなす。

（その他）

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年（2025 年）7 月 4 日から施行し、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 8 年（2026 年）6 月 24 日から施行し、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 3、5 条関係）

対象となる妊よう性温存療法に係る治療、治療毎の 1 回当たりの助成上限額

| 対象となる治療                  | 1 回当たりの助成上限額 |
|--------------------------|--------------|
| ① 胚（受精卵）凍結に係る治療          | 3 5 万円       |
| ② 未受精卵子凍結に係る治療           | 2 0 万円       |
| ③ 卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む） | 4 0 万円       |
| ④ 精子凍結に係る治療              | 2 万 5 千円     |
| ⑤ 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療   | 3 5 万円       |

別表第 2（第 3、6 条関係）

対象となる温存後生殖補助医療に係る治療、治療毎の 1 回当たりの助成上限額

| 対象となる医療                        | 1 回当たりの助成上限額    |
|--------------------------------|-----------------|
| ① 別表第 1 ①で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療 | 1 0 万円          |
| ② 別表第 1 ②で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療  | 2 5 万円（※ 1）     |
| ③ 別表第 1 ③で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療  | 3 0 万円（※ 1 ～ 4） |
| ④ 別表第 1 ④及び⑤で凍結した精子を用いた生殖補助医療  | 3 0 万円（※ 1 ～ 4） |

※ 1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は 1 0 万円

※ 2 人工授精を実施する場合は 1 万円

※ 3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は 1 0 万円

※ 4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

詳細については、国実施要綱「別紙 1 温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細」を参照。